

# 兵庫県公報

令和3年9月28日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則                               | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○ 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課） | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ◎福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正により、条例で建築物移動等円滑化基準（以下「移動等円滑化基準」という。）への適合義務の対象となる建築の規模を床面積の合計500平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が500平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（以下「条例対象小規模特別特定建築物」という。）について、政令で定める移動等円滑化基準が緩和されることから、引き続き現行の移動等円滑化基準を条例対象小規模特別特定建築物にも適用するため、政令で定める移動等円滑化基準に付加する事項を追加する等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第47号

#### 福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

第12条の4第1項中「別表第4の4のとおり」を「次の各号に掲げる特別特定建築物（条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げるもの以外の特別特定建築物 別表第4の4に定めるもの

(2) 政令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物 政令第11条から第17条まで、第18条（政令第25条第1項において読み替えて準用する場合を除く。）、第20条、第21条、第22条（第1号に係る部分に限る。）、第23条及び第24条に定めるもの並びに別表第4の4に定めるもの

第12条の4第2項中「条例」を「政令第5条第1号に規定する公立小学校等及び条例」に改める。

第12条の5第2項第2号中「(条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第3第1の6の項中「かご」を「籠」に改め、同表第1の9の項中「溝ぶた」を「溝蓋」に改め、同表第2の6の項中「かご」を「籠」に改め、同表第2の13の項中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、同表第2の14の項中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同表第3の歩道の項中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

別表第4の3備考中「別表第4の4」を「第12条の4第1項各号」に改める。

別表第4の4の5の項中「かご」を「籠」に改め、同表6の項及び7の項中「車いす」を「車椅子」に改め、同表8の項中「溝ぶた」を「溝蓋」に改め、同表9の項中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表第5第2の1の項中「溝ぶた」を「溝蓋」に改め、同表第2の6の項中「かご」を「籠」に改める。

様式第10号中

「電話( ) — 番」

を

「電話( ) —  
電子メール \_\_\_\_\_」

に、「別表第4の4」を「第12条の4第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項」に改める。

様式第14号及び様式第15号中

「電話( ) — 番」

を

「電話( ) —  
電子メール \_\_\_\_\_」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第7条、第12条の4第2項、別表第3第2の13の項及び14の項並びに同表第3の歩道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の福祉のまちづくり条例施行規則様式第10号、様式第14号及び様式第15号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。